

## グリーン購入制度の仕組みに関する検討事項（案）

グリーン購入法は、国等が率先して環境物品等の計画的調達を推進し、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するとともに、環境物品等に関する情報の提供等を通じて、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とするものである。このため、グリーン購入に対する事業者や国民等の理解を深め、すべての主体が連携してグリーン購入を推進するために情報の提供に関して必要な措置を講ずることが附則に規定されている。

今般の古紙偽装問題は、事業者の自主的宣言によって特定調達物品等であると判断してきたグリーン購入法の運用の根幹を揺るがす大きな問題であったことから、偽装発覚後、検討会、分科会、ヒアリング等においてグリーン購入制度の仕組みに関する考え方、古紙パルプ配合率などの確認・検証の方策等についてさまざまな意見等が示されたところである。こうした意見等を整理するとともに、グリーン購入制度の執行体制等の改善の方向に関するいくつかの考え方を、以下に示すものである。

### 1. 現行制度に関する考え方

#### （1）制度の仕組みについて

現行制度の仕組み、運用のあり方に関しては、以下のような考え方があげられている。

- 古紙偽装表示が行われたことは現行システムの問題ではなく、製紙各社のコンプライアンス意識の欠如の問題である
- 現行制度は製造事業者、流通事業者、消費者を含めた各主体の相互の信頼関係に基づいて運用されるのであれば、望ましい仕組みである
- 現行制度の運用体制は相互信頼に基づいたものであるが、今回の偽装のように広範な意図的な偽装が生じた場合には十分信頼性を担保できないおそれがあることから、グリーン購入制度の執行体制の見直しが必要である

#### （2）予防措置・罰則等について

予防措置・罰則等に関しては、以下のような考え方があげられている。

- グリーン購入法の立法の趣旨を勘案すると、罰則等の規制的な措置を設けることはなじまないのではないか
- 他の制度によって対応が可能であるかについての検討を行うことが必要

- 行政コストもかからず、まじめに取り組んでいる事業者には何の負担もデメリットもないことから罰則を設けるべきである
  - 罰則がなければ偽装が起こることは必然
- 特定調達物品等である旨自己宣言した製品の製造者に対して、判断の基準等の内容について表示を求める
  - 製品の原料構成、環境負荷などについて、製品への表示を義務付（例：紙の場合は古紙パルプ配合率、白色度、塗工量等）

### （３）チェック体制・検証について

チェック体制・検証に関しては、以下のような考え方があげられている。

- グリーン購入制度の構築段階においては、相互の信頼関係に基づいて運用される前提であったため、偽装が行われることはまったくの想定外
- 事業者の発行する品質証明書等に依拠していた従来の方法から改善が必要
- 各段階において詳細に検証しなければならないような制度設計とすると、あまりにコストが増大し循環型社会の構築につながらない

## 2. 今後のグリーン購入の執行体制等について

これまでの意見等を取りまとめると、各主体間の相互信頼の下で運用されている現行制度は、望ましい仕組みであって特段の問題がないとする考え方が大勢となっている（ただし、社会コストがかからない偽装抑止策として罰則を設けるべきとの考え方もある）。

しかしながら、このような広範かつ大規模な偽装が見抜けなかった点は、相互信頼が原則としても、制度の運用、特にチェック・検証に問題があったことは否めないと考えられる。また、古紙偽装に続き再生プラスチック配合率の乖離問題も発覚しており、古紙パルプ配合率をはじめとした再生材料の検証方法に関する検討が必要と考えられる。

ただし、過度な対応は、膨大な社会コストの増加を招き、環境物品等の市場への普及の障害になるおそれがあることに十分留意する必要がある。

### （１）チェック・検証について（グリーン購入独自の取組）

チェック・検証については、①特定調達品目に係る判断の基準等の検討段階、②特定調達品目として製品が供給されている段階の概ね 2 つの段階において実施可能と考えられる。この 2 つの段階においてチェック・検証を実施する場合の検討事項・問題点等とともに、チェック・検証の結果偽装等が判明した場合の措置について、

以下に示す。

### ① 判断の基準等の検討段階におけるチェック・検証

特定調達品目に係る判断の基準等の検討段階において、チェック・検証を実施する場合は、以下の点に留意する必要がある。

□ **目的**：判断の基準等の検討段階における環境負荷低減効果の担保

□ **検討事項**：

○ 事業者に対して提出を求めるべき資料・情報の内容

- 再生紙の場合は事業者の発行する品質証明を求めたが、結果としてその品質証明書自体に偽装があった。このため、工場の配合表等のさらなる詳細情報の提供を求めるなど、より信頼性の高い証明を求める（検討段階において工場内の立入調査等を実施することは困難）

○ 判断の基準等の検討体制の強化、多様な主体の情報共有を図る場づくり

- 専門家、関係業界に加え、民間団体などの検討へのコミットメント

□ **問題点**：

○ 提出資料が複雑・多量になった場合は、現在の事業者等からの提案募集方式による制度の運用に大きな支障を及ぼすおそれがある（提案件数の大幅な減少等が想定される）

○ 判断の基準等の検討に多くの時間と労力を費やす必要がある

○ 判断の基準等の検討段階で環境性能を厳格に確認したとしても、判断の基準の設定後における市場の拡大等の社会環境の変化により製品の環境性能が低下する可能性があり、実効性に欠ける

○ 基準設定後特定調達物品等と自己宣言を行う後発メーカーの製品等については、チェック・検証ができない

### ② 製品の供給段階におけるチェック・検証

特定調達品目として製品が供給されている段階において、チェック・検証を実施する場合は、以下の点に留意する必要がある。

□ **目的**：判断の基準等への適合状況調査によるグリーン購入制度の信頼性の確保及び偽装の抑止効果

□ **検討事項**：

○ 調査の規模及び内容

- ルーチンで何年間かけて全品目の調査を実施、または適切な品目を選定し抜き取り調査（定期的なサンプリング調査）又は、必要に応じ立ち

入り等の実施

- 調達者として実施すべき確認内容の厳格化
- 具体的な調査の手法
  - 判断の基準への適合の有無に係る製品テストの実施及び実施機関の選定等
- 基本方針への調査内容の記載
  - 判断の基準等に即した調査項目について当該特定調達品目の基本方針の備考に記載（判断の基準等の検討段階において記載する必要）

**□ 問題点：**

- 全製品の調査を行った場合は多大なコスト・時間を費やすこととなり、環境物品等の普及に支障を生ずるおそれがある
- 製品自体の破壊検査等の製品からの検証方法が確立していない品目の取り扱い

**③ チェック・検証の結果偽装等が判明した場合**

特定調達品目として供給されている製品に偽装等が判明した場合は、次の措置を講ずることが考えられる。

- 目的：**偽装等の真相解明、必要な措置の実施、再発防止、グリーン購入制度の信頼性の確保

**□ 検討事項：**

- 資料・情報の提出を求めべき事業者
  - 特定調達物品等である旨自己宣言を行なった事業者が情報提供に係る責任を負う
  - 情報提供の責務を負うべき事業者は品目によって異なる。偽装を行なった事業者と製品の製造、納入業者が異なる場合もある（図1～図4参照）
- 当該品目に係る詳細調査の実施
  - 業界団体、所管省庁等を通じた徹底調査の実施
  - 立入調査の実施
- 偽装等が判明した事業者への措置
  - 各契約における民法や会計法に基づく措置（契約解除、入札停止、損害賠償等）、各調達者への情報の周知のための公表
- 判断の基準等
  - 当該品目の詳細調査結果を踏まえ、必要に応じ見直しが必要となる場合も想定される
- 判断情報の提供

- 多様な主体が自ら判断できるよう、当該品目に係る偽装等の背景情報について積極的に提供する

□ 問題点：

- 流通経路の複雑な製品では、国等行政が情報収集・分析を行なう場合は、多大なコスト・時間を費やすこととなる
- 情報提供の責任を負う事業者が小規模な事業者の場合は、必要情報の収集が困難な場合がある

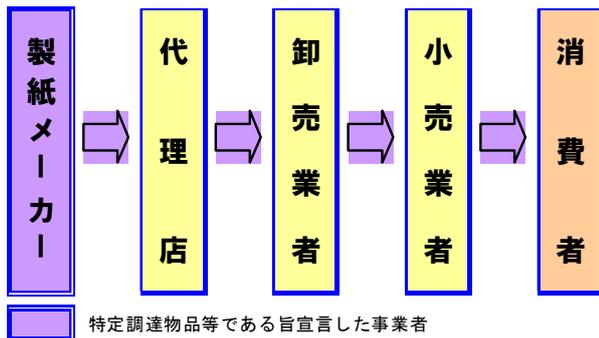


図 1 コピー用紙の流通経路例①

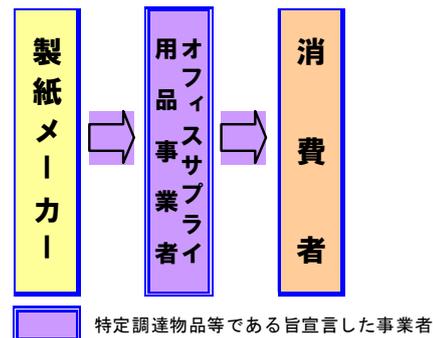


図 2 コピー用紙の流通経路例②

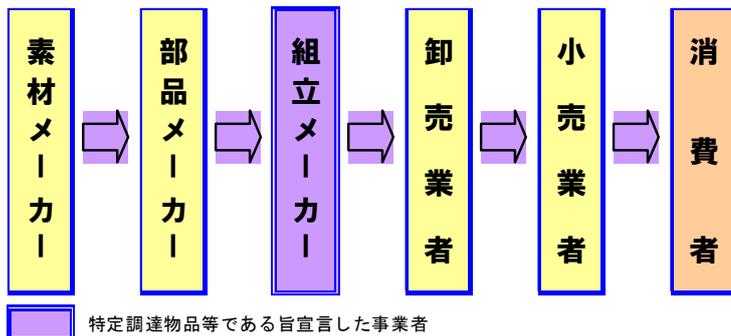


図 3 組立加工品の流通経路例

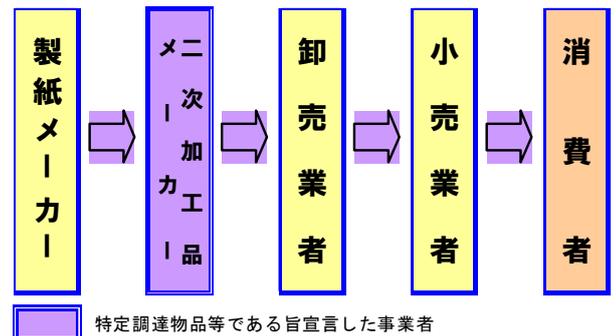


図 4 紙製品の流通経路例

(2) 製品テスト及び原因究明責任について

特定調達物品等である旨宣言した製品について、必要に応じて判断の基準への適合の有無に係る製品テストを実施する。

テストの結果、偽装等の問題があることが判明した場合には、最終製品製造事業者名を公表する。また、当該事業者は、問題が生じた過程・原因等についてその詳細を調査の上、明らかにする必要がある（対象となる最終製品製造事業者は、前記

(1) ③「資料・情報の提出を求めるべき事業者」と同様。図 1～図 4 参照）。